

障がい者制度改革

推進会議だより(No.41) 2012.3.16

障がい者制度改革推進会議構成員 全難聴常務理事 新谷友良

「推進会議だより」最終号

3月12日、最終回となる障がい者制度改革推進会議が開催されました。約2年間、38回の開催を重ねました。最終回は、園田内閣府政務官の出席のもとに、

1. 障害者総合支援法について
2. 障がい者制度改革推進会議の存在意義について
3. 障害者政策委員会に期待すること

を議論しました。

【障害者総合福祉法について】

ご承知のように、推進会議翌日の13日、障害者総合支援法は閣議決定されました。推進会議では、東室長、佐藤部長から経過の報告があり、民主党案は骨格提言の何%を反映したのか？骨格提言の内容が具体的なものでないのでは？法案の本則に書けなかったのは言い訳！などの質問・意見が出ました。これに対して園田政務官は、法案は合格点ではない、今後国会で議論し方向性を明らかにしたい、と説明しました。国会審議でどの程度の修正が加えられるのか、また付則に規定されている障害程度区分の見直し、地域生活支援事業の検討などがどう具体化するのか、多くの問題が先送りされました。

【障がい者制度改革推進会議の存在意義について】

会議の存在意義については、当事者が過半数を占めた合理的配慮が施された

1回4時間、38回の実質的な議論が出来た、徹底した情報公開がなされた

の4点について、全員の共通評価がありました。

課題としては、省庁間の議論に絡めなかった点が推進会議の設置根拠と併せて議論になりました。この点は政策委員会の課題にもつながります。特に、情報保障については、手話通訳、パソコン要約筆記、磁気ループの準備があり、新谷には介助者が付き、発言のサポート、記録を助けていただきました。このような配慮に感謝するとともに、今後私たちが参加する会議のスタンダードとしていくことを全員が確認しました。

【障害者政策委員会に期待すること】

政策委員会の権限、構成、事務局機能などが議論になりました。新谷よりは、「障害者基本法第32条をそのまま読むと、政策委員会の機能が障害者計画に拘束されるように解釈されるが、政策委員会に期待される内容は幅広い、事務局の解釈を聞きたい」と質問しました。これに対して、東室長からは、「推進会議とは異なる構成になる。しかし、従来の基本計画の枠内の議論ではなく、幅広いものとする。また基本計画に盛り込むべき事項については調査検討の対象となる」との発言がありました。

その他、政策委員会の機能を実質化するために事務局機能の強化、専門委員、協力委員の配置などの要望が出ました。

推進会議が終了しましたので「推進会議だより」も本号で最終とします。2年間お付き合い頂き、ありがとうございました。